

平成30年度 教職員互助会福利厚生事業一覧

区分	事業名	事業内容
給付事業	医療費補助金	会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき 自己負担額から共済組合給付額及び3,000円を控除した額(100円未満を除く。) ※共済組合給付額は自己負担額から25,000円[上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円]を控除した額
	入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したとき 1日につき500円
	死亡弔慰金	会員又は被扶養者が死亡したとき ◆会員……………250,000円 ◆被扶養配偶者……………100,000円 ◆その他の被扶養者……………50,000円
	災害見舞金	会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき 損害の程度に応じて100,000円～300,000円
	結婚祝金	会員が結婚したとき 50,000円
	出産祝金・見舞金	会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき 35,000円
	入学・卒業祝金	会員の子が義務教育諸学校へ入学したとき、また、中学校を卒業したとき 10,000円
	無給付者褒賞金	会員が前年度中に給付事業のうち、無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったとき 5,000円
	退職慰労金	会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)したとき ◆10年以上20年未満……………30,000円 ◆20年以上30年未満……………40,000円 ◆30年以上……………50,000円
	妊婦支援補助	会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき 1回の妊娠につき30,000円
	リフレッシュ助成	会員が在会20年及び30年に達したとき ◆在会20年……………10,000円 ◆在会30年……………20,000円
	遺児給付金	死亡した会員の被扶養者のうち、その年度末に満18歳以下の遺児がいるとき 遺児1人につき250,000円
厚生事業	施設利用補助	会員又は被扶養者が指定宿泊施設を利用したとき 1泊につき1人1,000円補助
	芸術鑑賞補助事業	会員に芸術鑑賞等の機会を提供 ① 県立の公立文化施設が実施する舞台芸術公演チケットの斡旋 ② 博物館等の特別展チケットの配付
	スポーツ観戦補助事業	会員に県内のプロスポーツチーム等の観戦チケットを斡旋
貸付事業	生活資金貸付 【手数料率引き下げ】	会員が生活設計のために資金を必要とするとき(任用期間が1年以内の者は除く。) 貸付額は10万円～50万円[手数料率 年1.32%]
	つなぎ融資貸付 【手数料率引き下げ】	公立学校共済組合から特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が共済組合からの送金日以前に資金を必要とするとき 貸付額は共済組合貸付決定額[手数料率 年1.32%]
教育・文化事業	厚生文化事業補助	青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費の一部を補助
	図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈
	芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費の一部を助成
	学校図書贈呈	県内の公立小中学校に、図書を贈呈
	教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の運営経費に補助金を交付

※ 図書館図書贈呈、芸術文化奨励、学校図書贈呈は、公益目的支出計画に記載している事業です。

※ 一般財団法人青森県教職員互助会の事業計画及び予算の詳細については、ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/gojokai.html> をご覧ください。